各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長 農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号)及び「マレーシア向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」(平成23年4月29日付23国際第134号)等により、全都道府県・食品を対象として日付証明・産地証明を求めること、ただし、福島県の全ての食品、茨城県、栃木県、宮城県のきのこ類については、マレーシア側で全ロット検査の対象となることをお知らせしたところです。

8月15日以降、マレーシア政府は、マレーシア側での全ロット検査対象を、 福島県の全ての食品と宮城県のきのこ類及び水産物とし、茨城県及び栃木県の食 品についてはその対象から解除しましたのでお知らせいたします。

【8月15日以降の規制措置】

対象地域	品目	規制内容	備考
福島	全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成23年3月11日よ
宮城	きのこ類、水産物	マレーシアにて全ロット検査	り前に生産・加工され
	きのこ類、水産物	政府機関による産地証明を要求	た食品については、日
	以外		付証明を要求
上記2県以外	全ての食品		

【これまでの規制措置】

対象地域	品目	規制內容	備考
福島	全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成23年3月11日よ
茨城、栃木、	きのこ類	マレーシアにて全ロット検査	り前に生産・加工され
宮城	きのこ類以外	政府機関による産地証明を要求	た食品については、日
上記4県以外	全ての食品		付証明を要求

DECLARATION FOR THE IMPORT INTO MALAYSIA OF

		(*)
Consig	nment No:([#])	Certificate No:
the in	•	the Ministry of Health, Malaysia (1) imposing conditions governing n or consigned from Japan following the accident at the Fukushima
		(Competent Authority)
of this	consignment composed of	(food products)
embar on by going t	(description of consign ked at	ment, product, number and type of packages, gross or net weight)
	has been harvested and/o	or processed before 11 March 2011
	is originating from a prefe	cture other than Fukushima and Miyagi
	is originating from the pre	efectures Fukushima and Miyagi
		Date of Issue :
		Signature :
		Name of authorised officer:
	(Stamp of Organisation)	Designation :

^(*) Product and Country of Origin (#)Container No/BL No/Airway Bill No etc